

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2024年4月1日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
<p>第1条 (約諾)</p> <p>お客様は、<u>当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言 (プライバシー・ポリシー)、取引報告書等の電子交付に関する同意書、店頭デリバティブ取引に係るご注意、お申込みサービスの各取引説明書 (以下、「説明書」といいます。)</u>、<u>本約款、反社会的勢力でないことの確約書および確認書、マイメイトのお申込みについては、上記書面に加えて投資顧問契約書および投資助言に係る契約締結前の書面を熟読し、かつ、十分に理解したうえで、お客様ご自身の責任と判断で取引を行うことに同意し、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。</u></p>	<p>第1条 (約諾)</p> <p>お客様は、<u>当社ホームページの口座開設お申込みフォームにある以下の書面等について熟読し、かつ、十分に理解したうえで、同意・承諾いただき、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>取引報告書等の電子交付に関する同意書</u> ・<u>勧誘方針、個人情報および個人番号の利用目的、個人情報保護宣言</u> ・<u>店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意</u> ・<u>トライオートFX 取引説明書 (契約締結前交付書面) (以下、「説明書」といいます。)</u> ・<u>マイメイト (FX) 取引説明書 (契約締結前交付書面) (以下、「説明書」といいます。)</u> ・<u>店頭外国為替証拠金取引 契約約款 (本約款)</u> ・<u>投資助言に係る契約締結前の書面</u> ・<u>投資顧問契約書</u> ・<u>反社会的勢力でないことの確約書</u> ・<u>外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) に係る確認書</u> ・<u>確認書 (トライオートFX、マイメイト (FX))</u> ・<u>トライオートFXに関するご確認事項書</u> ・<u>マイメイトに関するご確認事項書</u> ・<u>米国納税義務に関するご確認事項</u>
(省 略)	(現行どおり)
<p>3. <u>お客様は、本取引にて発生するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いについて、全て本口座で処理するものとします。</u></p>	<p>3. <u>当社は、本取引にて発生するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いについて、全て本口座で処理するものとします。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
<p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>お客様は、<u>本取引を行うにあたり、当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書、マイメイトについては、加えて投資顧問契約書および投資助言に係る契約締結前の書面を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</u></p>	<p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>お客様は、<u>本取引を行うにあたり、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえで、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
第12条 (価格の提示)	第12条 (価格の提示)

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合、価格提示の履歴に記載のない不利な価格で約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとし、また、バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとし、</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>3. <u>マイメイト (FX) については</u>、マーケットの流動性が著しく低下する場合、価格提示の履歴に記載のない不利な価格で約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとし、</p> <p>また、バグレート（異常値）の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとし、</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第14条（決済）</p>	<p>第14条（決済）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>2. お客様が差金決済を行った結果、当該損金が証拠金額を 超えた場合、お客様は、当該超過額について、直ちに、当社が指定する口座に送金することで支払うものとし、</p>	<p>2. お客様が差金決済を行った結果、当該損金が証拠金<u>預託額</u>を超えた場合、お客様は、当該超過額について、直ちに、当社が指定する口座に送金することで支払うものとし、</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項） お客様は、外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に、<u>該当する</u>、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出るものとし、</p>	<p>第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項） お客様は、外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出るものとし、</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第26条（解約）</p>	<p>第26条（解約）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>2. (省 略) (10) その他説明書に記載の解約事項に該当したとき。</p>	<p>2. (現行どおり) (削 除)</p>
<p>第27条（免責事項）</p>	<p>第27条（免責事項）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(11) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、<u>住所</u>もしくは<u>事務所の所在地</u>、<u>印章</u>もしくは<u>署名鑑</u>、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</p>	<p>(11) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、<u>印章</u>もしくは<u>署名鑑</u>、<u>住所</u>もしくは<u>事務所の所在地</u>、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害</p>

現 行	改正後
<p data-bbox="371 165 536 201">(以下、省略)</p> <p data-bbox="738 288 799 324">以上</p> <p data-bbox="541 376 799 412">2023年12月13日作成</p> <p data-bbox="541 416 799 452">2023年12月18日交付</p>	<p data-bbox="1050 165 1300 201">(以下、現行どおり)</p> <p data-bbox="1477 288 1538 324">以上</p> <p data-bbox="1278 383 1520 418">2024年3月27日作成</p> <p data-bbox="1278 423 1520 459">2024年4月 1日交付</p>